

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 10 月 8 日

株式会社チェンジ
株式会社トラストバンク

2020年10月8日

株式交換に関する事後開示書類

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

株式会社チェンジ

代表取締役 福留 大士

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

株式会社トラストバンク

代表取締役 川村 憲一

株式会社チェンジ（以下「チェンジ」といいます。）及び株式会社トラストバンク（以下「トラストバンク」といいます。）は、2020年8月12日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年10月8日を効力発生日として、チェンジを株式交換完全親会社、トラストバンクを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号、及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2020年10月8日

2. 株式交換完全子会社における法定手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

トラストバンクは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 9 月 14 日に、トラストバンクの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるチェンジの商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

③ 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

チェンジは、会社法第 797 条第 4 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 9 月 17 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社であるトラストバンクの商号及び住所を電子公告により公告しましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりチェンジに移転したトラストバンクの株式の数は 156 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) チェンジは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、令和 2 年 10 月 5 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (2) トラストバンクは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、令和 2 年 10 月 5 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) トラストバンクは、2020 年 8 月 12 日開催の取締役会に基づき、2020 年 8 月 12 日においてトラストバンクが保有する全ての自己株式 488 株を消却しました。
- (4) チェンジは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時のトラストバンクの株主名簿に記載又は記録された株主（チェンジを除く。）に対し、その所有するトラストバンクの普通株式 1 株につきチェンジの普通株式 12,722.64 株の割合をもって割当交付いたしました。チェンジが割当交付した普通株式の合計は 1,984,731 株です。
- (5) 本株式交換により増加したチェンジの資本金及び準備金は以下のとおりです。
 - ①資本金 0 円
 - ②資本準備金 会社計算規則第 39 条に従いチェンジが別途定める額
 - ③利益準備金 0 円

以上